

日の出町訪問型サービス(独自)サービスコード表

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1176単位	1.176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	イ 訪問型サービス費(独自) Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2349単位	2.349	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	イ 訪問型サービス費(独自) Ⅲ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3727単位	3.727	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12 単位減算	-12	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23 単位減算	-23	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37 単位減算	-37	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算1Ⅱ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算1Ⅲ		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37 単位減算	-37	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算		

日の出町訪問型サービス(独自)サービスコード表・契約が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	Ⅰ訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			39	1日につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	Ⅱ訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			77	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	Ⅲ訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			123	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算		-1	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算		-1	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算		-1	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算		-1	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算		-1	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算		-1	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び 「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

- 令和8年6月サービス提供分から新設
- 令和8年6月サービス提供分から変更
- 令和8年6月サービス提供分から削除

日の出町訪問型サービス(独自)サービスコード表

【利用者負担割合:1割】

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称			算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	コード									
A3	1001	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満	訪問型サービス費Ⅰ	訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	上限単位 1176単位	90%	147	1回につき
	1003				事業対象者・要支援1・2	週2回程度	上限単位 2349単位			
	1005				事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	上限単位 3727単位			
A3	1501	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・虐待防止減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1%減算	90%	-1	1月につき
A3	1503				事業対象者・要支援1・2	週2回程度				
A3	1505				事業対象者・要支援2	週2回を超える程度				
A3	1507	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一20人以上		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 10%減算	90%	-15	1月につき
A3	1509				事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週2回程度				
A3	1511				事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週2回を超える程度				
A3	1513	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一50人以上		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 15%減算	90%	-22	
A3	1515				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度				
A3	1517				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回を超える程度				
A3	1519	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一100分の90以上		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	週1回程度	所定単位数の 12%減算	90%	-18	
A3	1521				週2回程度					
A3	1523				週2回を超える程度					
A3	1525	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算		週1回程度	所定単位数の 1%減算	90%	-1	1月につき
A3	1527				週2回程度					
A3	1529				週2回を超える程度					
A3	1011	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満	訪問型サービス費Ⅱ	訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	上限単位 1176単位	90%	232	1回につき
	1013				事業対象者・要支援1・2	週2回程度	上限単位 2349単位			
	1015				事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	上限単位 3727単位			
A3	1193	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・虐待防止減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1%減算	90%	-2	1月につき
A3	1195				事業対象者・要支援1・2	週2回程度				
A3	1197				事業対象者・要支援2	週2回を超える程度				
A3	1531	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一20人以上		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 10%減算	90%	-23	1月につき
A3	1533				事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週2回程度				
A3	1535				事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週2回を超える程度				
A3	1537	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一50人以上		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 15%減算	90%	-35	
A3	1539				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度				
A3	1541				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回を超える程度				
A3	1543	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一100分の90以上		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	週1回程度	所定単位数の 12%減算	90%	-28	
A3	1545				週2回程度					
A3	1547				週2回を超える程度					
A3	1549	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算		週1回程度	所定単位数の 1%減算	90%	-2	1月につき
A3	1551				週2回程度					
A3	1553				週2回を超える程度					
A3	1600	日の出町訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算		所定単位数の15%加算				1月につき
A3	1601	日の出町訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算				1月につき
A3	1602	日の出町訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算				1月につき
A3	1100	日の出町訪問型サービス初回加算		初回加算		200単位加算		90%	200	1月につき

【利用者負担割合:1割】

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	コード								
A3	1793	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ ₃₀	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算	90%	39	1回につき
A3	1797	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		42	
A3	1794	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		36	
A3	1980	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		39	
A3	1795	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		30	
A3	1796	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		24	
A3	1811	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員処遇改善加算Ⅳ ₄₅	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算	90%	62	1回につき
A3	1981	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		66	
A3	1812	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		57	
A3	1982	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		61	
A3	1813	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		48	
A3	1814	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		39	
A3	1829	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ初回加算	介護職員処遇改善加算(初回)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ(初回)		初回加算単位数の270/1000加算	90%	54	1月につき
A3	1983	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ初回加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ(初回)		初回加算単位数の287/1000加算		57	
A3	1830	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ初回加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ(初回)		初回加算単位数の249/1000加算		49	
A3	1984	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ初回加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ(初回)		初回加算単位数の266/1000加算		53	
A3	1831	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(初回)		初回加算単位数の207/1000加算		41	
A3	1832	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(初回)		初回加算単位数の170/1000加算		34	

- 令和8年6月サービス提供分から新設
- 令和8年6月サービス提供分から変更
- 令和8年6月サービス提供分から削除

日の出町訪問型サービス(独自)サービスコード表

【利用者負担割合:2割】

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	コード								
A3	1002	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満	訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	上限単位 1176単位	80%	147	1回につき
	1004			事業対象者・要支援1・2	週2回程度	上限単位 2349単位			
	1006			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	上限単位 3727単位			
A3	1502	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・虐待防止減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1%減算	80%	-1	1月につき
A3	1504			事業対象者・要支援1・2	週2回程度				
A3	1506			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度				
A3	1508	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一20人以上	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 10%減算	80%	-15	1月につき
A3	1510				週2回程度				
A3	1512				週2回を超える程度				
A3	1514	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一50人以上		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 15%減算	80%	-22	
A3	1516				週2回程度				
A3	1518				週2回を超える程度				
A3	1520	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一100分の90以上		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	週1回程度	所定単位数の 12%減算	80%	-18	
A3	1522				週2回程度				
A3	1524				週2回を超える程度				
A3	1526	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算		週1回程度	所定単位数の 1%減算	80%	-1	1月につき
A3	1528				週2回程度				
A3	1530				週2回を超える程度				
A3	1012	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満	訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	上限単位 1176単位	80%	232	1回につき
	1014			事業対象者・要支援1・2	週2回程度	上限単位 2349単位			
	1016			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	上限単位 3727単位			
A3	1194	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・虐待防止減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1%減算	80%	-2	1月につき
A3	1196			事業対象者・要支援1・2	週2回程度				
A3	1198			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度				
A3	1532	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一20人以上	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 10%減算	80%	-23	1月につき
A3	1534				週2回程度				
A3	1536				週2回を超える程度				
A3	1538	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一50人以上		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 15%減算	80%	-35	
A3	1540				週2回程度				
A3	1542				週2回を超える程度				
A3	1544	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一100分の90以上		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	週1回程度	所定単位数の 12%減算	80%	-28	
A3	1546				週2回程度				
A3	1548				週2回を超える程度				
A3	1550	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算		週1回程度	所定単位数の 1%減算	80%	-2	1月につき
A3	1552				週2回程度				
A3	1554				週2回を超える程度				
A3	1603	日の出町訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算				1月につき
A3	1604	日の出町訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算				1月につき
A3	1605	日の出町訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算				1月につき
A3	1101	日の出町訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算			80%	200 1月につき

【利用者負担割合:2割】

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			給付率	合成	算定単位
種類	コード							単位数	
A3	1847	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等処遇改善加算 30	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算	80%	39	1回につき
A3	1985	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		42	
A3	1848	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		36	
A3	1986	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		39	
A3	1849	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		30	
A3	1850	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		24	
A3	1865	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員処遇改善加算 45	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算	80%	62	1回につき
A3	1987	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		66	
A3	1866	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		57	
A3	1988	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		61	
A3	1867	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		48	
A3	1868	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		39	
A3	1883	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ初回加算	介護職員処遇改善加算(初回)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ(初回)		初回加算単位数の270/1000加算	80%	54	1月につき
A3	1989	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ初回加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ(初回)		初回加算単位数の287/1000加算		57	
A3	1884	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ初回加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ(初回)		初回加算単位数の249/1000加算		49	
A3	1990	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ初回加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ(初回)		初回加算単位数の266/1000加算		53	
A3	1885	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(初回)		初回加算単位数の207/1000加算		41	
A3	1886	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(初回)		初回加算単位数の170/1000加算		34	

- 令和8年6月サービス提供分から新設
- 令和8年6月サービス提供分から変更
- 令和8年6月サービス提供分から削除

日の出町訪問型サービス(独自)サービスコード表

【利用者負担割合:3割】

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称	コード	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	コード									
A3	1701	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満	訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	上限単位 1176単位	70%	147	1回につき	
	1702			事業対象者・要支援1・2	週2回程度	上限単位 2349単位				
	1703			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	上限単位 3727単位				
A3	1787	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・虐待防止減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1%減算	70%	-1	1月につき	
A3	1788			事業対象者・要支援1・2	週2回程度					
A3	1789			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度					
A3	1955	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一20人以上	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 10%減算	70%	-15		
A3	1956			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度					
A3	1957				週2回を超える程度					
A3	1958	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一50人以上	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 15%減算	70%	-22	1月につき	
A3	1959			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度					
A3	1960				週2回を超える程度					
A3	1961	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・同一100分の90以上	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	週1回程度	所定単位数の 12%減算	70%	-18		
A3	1962			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度					
A3	1963				週2回を超える程度					
A3	1964	日の出町訪問型サービスⅠ・30分未満・業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算		週1回程度	所定単位数の 1%減算	70%	-1	1月につき	
A3	1965			週2回程度						
A3	1966			週2回を超える程度						
A3	1704	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満	訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	上限単位 1176単位	70%	232	1回につき	
	1705			事業対象者・要支援1・2	週2回程度	上限単位 2349単位				
	1706			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	上限単位 3727単位				
A3	1790	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・虐待防止減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1%減算	70%	-2	1月につき	
A3	1791			事業対象者・要支援1・2	週2回程度					
A3	1792			事業対象者・要支援2	週2回を超える程度					
A3	1967	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一20人以上	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 10%減算	70%	-23		
A3	1968			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度					
A3	1969				週2回を超える程度					
A3	1970	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一50人以上	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週1回程度	所定単位数の 15%減算	70%	-35	1月につき	
A3	1971			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度					
A3	1972				週2回を超える程度					
A3	1973	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・同一100分の90以上	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	週1回程度	所定単位数の 12%減算	70%	-28		
A3	1974			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	週2回程度					
A3	1975				週2回を超える程度					
A3	1976	日の出町訪問型サービスⅡ・45分未満・業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算		週1回程度	所定単位数の 1%減算	70%	-2	1月につき	
A3	1977			週2回程度						
A3	1978			週2回を超える程度						
A3	1606	日の出町訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算				1月につき	
A3	1607	日の出町訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算				1月につき	
A3	1608	日の出町訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算				1月につき	
A3	1710	日の出町訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算		70%	200	1月につき	
A3	1901	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅰ (20回)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000加算		70%	36	1回につき	
A3	1902	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算			33		
A3	1903	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000加算			27		
A3	1904	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算			21		
A3	1919	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ (20回)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000加算		70%	57	1月につき	
A3	1920	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算			52		
A3	1921	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000加算			42		
A3	1922	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算			34		
A3	1937	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ (20回)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(初回)	初回加算単位数の245/1000加算		70%	49	1月につき	
A3	1938	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(初回)	初回加算単位数の224/1000加算			45		
A3	1939	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(初回)	初回加算単位数の182/1000加算			36		
A3	1940	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(初回)	初回加算単位数の145/1000加算			29		
A3	1901	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等処遇改善加算 30	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)Ⅰ	所定単位数の270/1000加算		70%	39	1回につき	

【利用者負担割合:3割】

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	コード										
A3	1991	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		42			
A3	1902	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		36			
A3	1992	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		39			
A3	1903	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		30			
A3	1904	訪問型サービスⅠ・30訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		24			
A3	1919	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員処遇改善加算 45	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算	70%	62	1回につき		
A3	1993	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算		66			
A3	1920	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算		57			
A3	1994	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算		61			
A3	1921	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算		48			
A3	1922	訪問型サービスⅡ・45訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算		39			
A3	1937	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1初回加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ(初回)		初回加算単位数の270/1000加算		70%		54	1月につき
A3	1995	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2初回加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ(初回)		初回加算単位数の287/1000加算				57	
A3	1938	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1初回加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ(初回)		初回加算単位数の249/1000加算	49					
A3	1996	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2初回加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ(初回)		初回加算単位数の266/1000加算	53					
A3	1939	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(初回)		初回加算単位数の207/1000加算	41					
A3	1940	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(初回)		初回加算単位数の170/1000加算		34			

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

	令和8年6月サービス提供分から新設
	令和8年6月サービス提供分から変更
	令和8年6月サービス提供分から削除

日の出町通所型サービス(独自)サービスコード表

2026/6/1改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	週1回程度／4時間以上	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	週2回程度／4時間以上	3,621単位	3,621		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算2		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度)		376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)		752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 週1回程度	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 週2回程度	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 週1回程度	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 週2回程度	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 週1回程度	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2 週2回程度	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000加算		1月につき	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000加算		1月につき	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3621単位		2,535	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	1112	通所型独自サービス1日割	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)		59単位	59	1日つき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		事業対象者・要支援2(週2回程度)		119単位	119	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1(週1回程度)		1単位減算	-1	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割		事業対象者・要支援2(週2回程度)		1単位減算	-1	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1(週1回程度)		1単位減算	-1	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算2日割		事業対象者・要支援2(週2回程度)		1単位減算	-1	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1(週1回程度)	59単位	定員超過の場合 × 70%	41	
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	119単位		83	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1(週1回程度)	59単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	41	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	119単位		83	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

- 令和8年6月サービス提供分から新設
- 令和8年6月サービス提供分から変更
- 令和8年6月サービス提供分から削除